

前回の研究会（10月23日）でご指摘いただいた主な点

- ・ 地方公共団体に対する国の関与についてはその財政悪化の状態に応じて段階的に強くなる仕組みを考えるべきではないか。
- ・ 財政健全化計画・再生計画について、地方公共団体の長が作成して議会が議決するという過程に、第三者の関与を入れる必要はないか。また議会が計画を否決したケースを想定しておくべきではないか。
- ・ 再生段階において、地方公共団体の最大の債権者は国のはずだが、その関与のあり方として、再生計画の策定を地方公共団体の自主的な申請に委ねたままでよいかは、議論すべきではないか。
- ・ 現行再建法制定時に比べ、地方公共団体が提供する社会福祉や社会保障のサービスは増大していることを考えれば、国がそのサービスの実施責任を果たす仕組みを検討すべきではないか。
- ・ 再生スキームの適用を申出制とするか、義務づけとするかについては、国の関与の仕方やインセンティブの設定をどのようにするかに関わるのではないか。
- ・ 申出制にした場合、財政指標が悪化した再生対象団体が申出をしない場合の当該団体の扱いをどうするか。その場合は早期是正措置が続いていると考えたとしても、客観的に見て自力再生のままにしておくということによいか。